



目 次

告 示	ページ
○高知県議会臨時会の招集 (政策企画課)	1
○管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定 (食品・衛生課)	1
○保安林の指定予定に係る通知の掲示 (治山林道課)	1
○道路の区域変更 (2件) (道路課)	1
○道路の供用開始 (2件) ( )	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可 (都市計画課)	2
◎県営住宅の退去者に係る滞納された県営住宅の家賃及び共同施設駐車場の使用料の収納事務の委託 (住宅課)	2
公 告	
○土地改良区の役員の退任 (農業基盤課)	2
○土地改良区の清算人の就職 ( )	2
○河川整備基本方針の策定 (河川課)	2
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	3
高知県選挙管理委員会告示	
○告示 (政治団体の収支に関する報告書の要旨) の訂正	3
高知県収用委員会公告	
○公示による送達 (3件) (4・21掲示)	4

告 示

高知県告示第262号

高知県議会臨時会を、平成23年5月10日に高知県議会議事堂に招集する。

付議事件は、次のとおりである。

平成23年5月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 高知県議会の組織に関すること。
- 高知県・高知市病院企業団議会議員の選挙
- 高知県競馬組合議会議員の選挙
- 高知県監査委員の選任についての同意議案
- 平成22年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告
- 平成22年度高知県病院事業会計補正予算の専決処分報告
- 高知県が当事者である民事調停の合意の専決処分報告

8 高知県公立大学法人がその業務に関して徴収する料金の上限の認可の専決処分報告

高知県告示第263号

理容師法 (昭和22年法律第234号) 第11条の4第2項の規定による管理美容師資格認定講習会及び美容師法 (昭和32年法律第163号) 第12条の3第2項の規定による管理美容師資格認定講習会 (以下「講習会」と総称する。) の指定を平成23年5月2日付けで次のとおり行った。

平成23年5月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 講習会の主催者  
東京都江東区有明三丁目7番26号  
財団法人理容師美容師試験研修センター
- 講習会の実施期間及び実施場所  
平成23年10月17日 (月) から同月31日 (月) まで  
高知市中万々85-3 高知理容美容専門学校
- 講習会の講習科目及び講習時間数  
(1) 公衆衛生 4時間  
(2) 理容所及び美容所の衛生管理 14時間
- 講習会の受講料  
18,000円
- 講習会の受講の申込先及び問い合わせ先  
愛媛県松山市本町七丁目2番地 愛媛県本町ビル2階  
財団法人理容師美容師試験研修センター四国ブロック事務所

高知県告示第264号

平成23年4月高知県告示第229号で告示した指定予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第189条の規定により、保安林に指定する予定の通知の内容をいの町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成23年5月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 所在不明の森林所有者  
(1) ア 登記簿記載の住所  
吾川郡三瀬村勝賀瀬67番屋敷  
イ 氏名  
弘田 亀吾  
(2) ア 登記簿記載の住所  
吾川郡三瀬村勝賀瀬104番屋敷  
イ 氏名  
伊藤 次郎
- 保安林に指定する予定の通知の要旨  
(1) 保安林予定森林の所在場所  
吾川郡いの町勝賀瀬字三ツ内3634の1、3637の18、3637の33、3637の34、3637の54

- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件  
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第265号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年5月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 高知伊予三島
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐郡土佐町瀬戸字ヨケ990番1から土佐郡土佐町瀬戸字ヤスバノモト343番2まで	前	4.5 17.0	68
	後	27.5 59.0	60
土佐郡土佐町瀬戸字ヤスバノモト343番2	前	4.0 8.0	55
	後	14.5 21.0	54
土佐郡土佐町瀬戸字ヨケ989番2	前	4.6 11.7	76
	後	31.2 61.0	70

高知県告示第266号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定により、

道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成23年5月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 船津野根
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸郡東洋町野根字坂本乙1124番2から安芸郡東洋町野根字西山乙2852番1まで	前	3.6 〃 14.0	159
	後	8.0 〃 14.8	159

**高知県告示第267号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年5月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知伊予三島
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
土佐郡土佐町瀬戸字ヨケ990番1から土佐郡土佐町瀬戸字ヤスバノモト343番2まで	60	平成23年5月2日
土佐郡土佐町瀬戸字ヤスバノモト343番2	54	平成23年5月2日
土佐郡土佐町瀬戸字ヨケ989番2	70	平成23年5月2日

**高知県告示第268号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成23年5月2日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年5月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 船津野根
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
安芸郡東洋町野根字操美野瀬乙2873番1から安芸郡東洋町野根字西山乙2852番1まで	355	平成23年5月2日

**高知県告示第269号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年5月2日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称  
高知市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
平成17年3月高知県告示第210号高知広域都市計画道路事業（3・5・70号旭町福井線（3工区））
- 3 事業施行期間  
平成17年3月22日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地  
(1) 収用の部分  
変更なし  
(2) 使用の部分  
変更なし

**高知県告示第270号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき県営住宅の退去者に係る滞納された県営住宅の家賃及び共同施設駐車場の使用料の収納事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成23年5月2日

高知県知事 尾崎 正直

所在地	名称	委託期間
大阪府大阪市中央区今橋一丁目6番19号 コルマー北浜ビル6階	弁護士法人開明法律事務所	平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

-----  
**公 告**  
-----

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、月ノ木土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

平成23年5月2日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏 名	住 所
(退任)		
理事	池知 和彦	南国市上末松128-2
〃	比江森昭雄	〃 三島 676
〃	池知 五男	〃 〃 697-3
〃	橋田 公義	〃 〃 191-4
〃	小笠原壽雄	〃 〃 744

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、月ノ木土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

平成23年5月2日

高知県知事 尾崎 正直

氏 名	住 所
池知 和彦	南国市上末松128-2
比江森昭雄	〃 三島 676
池知 五男	〃 〃 697-3
橋田 公義	〃 〃 191-4
小笠原壽雄	〃 〃 744

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により二級河川久礼川水系について河川整備基本方針を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により公表する。

平成23年5月2日

高知県知事 尾崎 正直

（「次のとおり」は、省略し、高知県土木部河川課及び高知県須崎土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成23年5月2日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成23年3月28日 22高東土第3343号	香南市野市町母代寺 字中山田289番地ほか	幡多郡大月町榎ノ 浦178番地 宗教法人栄昌山西 福寺 代表役員 上月 英真

-----  
**選挙管理委員会告示**  
-----

**高知県選挙管理委員会告示第37号**

平成22年11月高知県選挙管理委員会告示第86号（政治団体の収支に関する報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成23年5月2日

高知県選挙管理委員会委員長 浅野 正倫

第1 定例報告の政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）の自由民主党高知県港湾支部の表中

「1 収入総額	<u>1,086,540円</u>
前年繰越額	630,954円
本年収入額	455,586円
2 支出総額	<u>378,000円</u>
3 収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	455,000円
	175人
その他の収入	586円
10万円未満の収入	586円
合計	<u>455,586円</u>

を

「1 収入総額	<u>1,086,535円</u>
前年繰越額	630,954円
本年収入額	455,581円
2 支出総額	<u>378,000円</u>
3 収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	455,000円
	175人

その他の収入	581円
10万円未満の収入	581円
合計	<u>455,581円</u>

に訂正し、第1 定例報告の政党（国会議員関係政治団体とみなされる政党以外の政党）の日本共産党高知県委員会の表中

「1 収入総額	<u>157,126,654円</u>
前年繰越額	3,677,250円
本年収入額	153,449,404円
2 支出総額	<u>152,929,542円</u>
3 収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	17,169,793円
	33,178人
寄 附	15,486,287円
個人分	15,486,287円
借入金	5,500,000円
日本共産党中央委員会	3,000,000円
村上信夫	500,000円
田村恵子	1,000,000円
千頭尚美	1,000,000円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	114,099,291円
日本共産党高知県高知地区委員会	9,280,820円
日本共産党高知県高吾地区委員会	2,848,219円
日本共産党高知県幡多地区委員会	3,213,403円
日本共産党高知県東部地区委員会	4,193,755円
日本共産党中央委員会	94,563,094円
その他の収入	1,212,033円
10万円以上の収入	1,200,000円
家賃収入（1月）	100,000円
家賃収入（2月）	100,000円
家賃収入（3月）	100,000円
家賃収入（4月）	100,000円
家賃収入（5月）	100,000円
家賃収入（6月）	100,000円
家賃収入（7月）	100,000円
家賃収入（8月）	100,000円
家賃収入（9月）	100,000円
家賃収入（10月）	100,000円
家賃収入（11月）	100,000円
家賃収入（12月）	100,000円
10万円未満の収入	12,023円
合計	<u>153,449,404円</u>

を

「1 収入総額	<u>154,126,654円</u>
前年繰越額	3,677,250円
本年収入額	150,449,404円
2 支出総額	<u>152,929,542円</u>
3 収入の内訳	
個人の負担する党費又は会費	17,169,793円
	33,178人
寄 附	15,486,287円
個人分	15,486,287円
借入金	2,500,000円
村上信夫	500,000円
田村恵子	1,000,000円
千頭尚美	1,000,000円
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	114,099,291円
日本共産党高知県高知地区委員会	9,280,820円
日本共産党高知県高吾地区委員会	2,848,219円
日本共産党高知県幡多地区委員会	3,213,403円
日本共産党高知県東部地区委員会	4,193,755円
日本共産党中央委員会	94,563,094円
その他の収入	1,212,033円
10万円以上の収入	1,200,000円
家賃収入（1月）	100,000円
家賃収入（2月）	100,000円
家賃収入（3月）	100,000円
家賃収入（4月）	100,000円
家賃収入（5月）	100,000円
家賃収入（6月）	100,000円
家賃収入（7月）	100,000円
家賃収入（8月）	100,000円
家賃収入（9月）	100,000円
家賃収入（10月）	100,000円
家賃収入（11月）	100,000円
家賃収入（12月）	100,000円
10万円未満の収入	12,023円
合計	<u>150,449,404円</u>

に、

「馬部 美智子	2,000,000円
日本共産党中央委員会	3,000,000円
千頭尚美	1,000,000円
幾井洋一	1,000,000円
を	
「馬部 美智子	2,000,000円

に訂正し、第1 定例報告の国会議員関係政治団体の山本有二後援会の表中

「光 富 敬 明 30,000円 高知市」

を

「光 富 敬 明 30,000円 香美市」

に訂正する。

-----  
**収 用 委 員 会 公 告**  
 -----

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているため、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成23年5月12日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成23年4月21日（揭示済）

高知県収用委員会会長 山下 訓生

1 書類の種類

平成23年4月6日付け権利取得及び明渡しの裁決書

2 書類の交付を受ける者の住所及び氏名

高岡郡四万十町替坂本字足山500番13の土地の所有者兼関係人（物件所有者）のうち次の者

住所不明	西森 壽福
住所不明	矢野 ヨシ子
住所及び氏名不明	亡矢野ヨシ子の相続人
住所不明	矢野 凱朗
住所及び氏名不明	亡矢野凱朗の相続人
住所及び氏名不明	亡矢野善治の相続人
住所及び氏名不明	亡矢野信男の相続人
住所不明	矢野 易

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているため、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成23年5月12日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成23年4月21日（揭示済）

高知県収用委員会会長 山下 訓生

1 書類の種類

平成23年4月6日付け権利取得及び明渡しの裁決書

2 書類の交付を受ける者の住所及び氏名

高岡郡四万十町替坂本字折尾山570番1の土地の所有者兼関係人（物件所有者）のうち次の者

住所不明	西森 壽福
住所不明	矢野 易

~~~~~  
 土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定により送達すべき次の書面は、高知県収用委員会事務局において保管しているため、次の者は、出頭の上その交付を受けてください。

なお、当該書類を受領しないときは、平成23年5月12日をもって同項の規定による送達があったものとみなされます。

平成23年4月21日（揭示済）

高知県収用委員会会長 山下 訓生

1 書類の種類

平成23年4月6日付け権利取得及び明渡しの裁決書

2 書類の交付を受ける者の住所及び氏名

高岡郡四万十町替坂本字谷屋式山593番1の土地の所有者兼関係人（物件所有者）のうち次の者

|          |            |
|----------|------------|
| 住所不明     | 西森 壽福      |
| 住所不明     | 矢野 ヨシ子     |
| 住所及び氏名不明 | 亡矢野ヨシ子の相続人 |
| 住所不明     | 矢野 凱朗      |
| 住所及び氏名不明 | 亡矢野凱朗の相続人  |
| 住所及び氏名不明 | 亡矢野善治の相続人  |
| 住所及び氏名不明 | 亡矢野信男の相続人  |
| 住所不明     | 矢野 易       |